

写

5 消安第 7539 号
令和 6 年 3 月 18 日

都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の
基準について

獣医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省令第 52 号）の施行に伴い、獣医療法施行規則第 24 条第 1 項第 2 号の規定に基づき農林水産大臣の指定する者の認定を受けることで、獣医師の専門性に関する広告が可能となったところである。

今般、同号の規定に基づき農林水産大臣が指定を行うに当たり、その基準を別記 1 のとおり定めるとともに指定に係る申請手続等を別記 2 のとおりとしたので、御了知いただくとともに、関係者への周知徹底等の特段の御配慮をお願いする。

(別記)

北海道知事 殿
青森県知事 殿
岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
秋田県知事 殿
山形県知事 殿
福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
群馬県知事 殿
埼玉県知事 殿
千葉県知事 殿
東京都知事 殿
神奈川県知事 殿
新潟県知事 殿
富山県知事 殿
石川県知事 殿
福井県知事 殿
山梨県知事 殿
長野県知事 殿
岐阜県知事 殿
静岡県知事 殿
愛知県知事 殿
三重県知事 殿
滋賀県知事 殿
京都府知事 殿
大阪府知事 殿
兵庫県知事 殿
奈良県知事 殿
和歌山県知事 殿
鳥取県知事 殿
島根県知事 殿
岡山県知事 殿
広島県知事 殿
山口県知事 殿
徳島県知事 殿
香川県知事 殿
愛媛県知事 殿
高知県知事 殿
福岡県知事 殿
佐賀県知事 殿
長崎県知事 殿
熊本県知事 殿

大分県知事 殿
宮崎県知事 殿
鹿児島県知事 殿
沖縄県知事 殿

農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の基準

I. 認定要件確認機関の基準

獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号。以下「規則」という。）第24条第1項第2号の規定により農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者（以下「認定要件確認機関」という。）の指定の基準は、次のとおりとする。

1. 指定を受けようとする者が認定事務を適正かつ確実に実施するために、次に掲げる事項を記載した計画を適切に作成していること。
 - (1) 広告可能な専門性に係る名称の検討及び設定に関する事項
 - (2) IIに掲げる獣医師の専門性に関する認定要件の評価及び認定に関する事項
 - (3) 獣医師の登録情報の管理及び公表の実施の方法に関する事項
 - (4) その他必要な事項
2. 指定を受けようとする者が1の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な能力を有する者であること。
3. 指定を受けようとする者が獣医療に関する専門的な知識を有する者であって、獣医事に関する公益的な活動を長期間継続して実施しているものであること。
4. 指定を受けようとする者が公平性・中立性の高い者であって、財政的な安定性を有しているものであること。

II. 専門性認定団体の要件

認定要件確認機関が規則第24条第1項第2号の規定による認定（以下「専門性認定」という。）を行うに当たり、専門性認定を受けようとする獣医師がその認定要件を満たしているかどうかを確認する者（以下「専門性認定団体」という。）の要件は、次のとおりとする。

1. 専門性認定を受けようとする獣医師に対して、次の条件を付すこと。
 - (1) 当該専門性認定を受けようとする獣医師の講習会受講を必須とすること。
 - (2) 当該専門性認定を受けようとする獣医師の専門性取得のために、十分な臨床歴又は研究歴を有することとなること。
 - (3) 当該専門性認定を受けようとする獣医師が学会又は論文発表を行うこととなること。
2. 適正な選定試験を行っていること。
3. 定期的な専門性認定の更新を含む専門性に関する資格の取得条件を規程により定めて公表するとともに、認定更新が形骸化しないようにしていること。
4. 資格者名簿を公表していること。
5. 活動実績として次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 一定の活動実績を有し、その内容を公表していること。
 - (2) 定期的に獣医学に関する学術集会（オンラインによるものを含む。）を開催していること。
 - (3) 定期的に獣医学に関する情報発信をしていること。
6. 法人格を有していること、100名以上の会員を有する団体であることその他の財政的な安定性を有していること。

Ⅲ. 第三者による評価

1. 認定要件確認機関の認定事務について、認定事務に関与しない第三者が評価できる体制をとること。
2. 認定要件確認機関及び専門性認定団体が同一である場合は、認定事務について、外部有識者を一定数含めた第三者が評価できる体制をとること。

Ⅳ. その他

1. 認定要件確認機関が2つ以上となる場合には、各指定機関は、相互に連携を図ること。
2. 規則第24条第1項第2号の規定による認定は、認定要件確認機関及び専門性認定団体の連名（認定要件確認機関及び専門性認定団体が同一である場合にあつては、当該認定要件確認機関の名称）により行う等両者により認定制度が実施されている旨を明確にすること。

(別記2)

認定要件確認機関指定のための申請手続等について

1. 獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号。以下「規則」という。）第24条第1項2号の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする者は、別記様式の申請書を農林水産大臣に提出することとする。
2. 農林水産大臣は、1により提出のあった申請書の内容に基づき、認定要件確認機関（別記1に規定する認定要件確認機関をいう。以下同じ。）として適当と認められる機関を指定する。
3. 農林水産大臣は、2により認定要件確認機関の指定を行った場合には、その旨を獣医事審議会に報告することとする。
4. 認定要件確認機関が認定事務を実施できなくなった場合（別記1のIに掲げる基準を満たさなくなった場合及びそのおそれがある場合を含む。）には、農林水産大臣は、規則第24条第2項4号の規定に基づき、その指定を取り消すものとする。
5. 認定要件確認機関は、少なくとも年1回、農林水産大臣にその活動状況を報告することとする。
6. 農林水産大臣は、5による報告の内容を踏まえ、獣医事審議会の意見を聴いた上で、必要な是正措置を講じ、又は規則第24条第2項4号の規定に基づき、その指定を取り消すものとする。

(別記様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者
所在地
代表者氏名

認定要件確認機関の指定申請について

下記の機関について、獣医療法施行規則第 24 条第 1 項 2 号の規定に基づく指定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

機関の名称

所在地

(別添)

- 1 定款及び登記事項証明書
- 2 届出の日の属する事業年度の直前の事業年度(申請の日の属する事業年度の直前の事業年度が最終事業年度(一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第2号に規定する最終事業年度をいい、一般財団法人にあっては同条第3号に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。)でないときは、最終事業年度)の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
- 3 届出の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 4 届出の申請に関する意思の決定を証する書類
- 5 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 認定事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - (1) 認定事務を行う時間及び休日に関する事項
 - (2) 認定事務を行う事務所に係る事項
 - (3) 認定事務を行う組織、運営、その他実施体制に関する事項
 - (4) 認定事務の実施における個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項
 - (5) 認定事務の実施に必要なシステムの構築及び保守運用に関する事項
 - (6) 認定事務に関して知り得た情報の管理(情報の安全性を確保するために必要な措置を含む。)及び秘密保持に関する事項
 - (7) 認定事務に関して知り得た情報の漏洩が生じた場合の措置に関する事項
 - (8) 認定事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - (9) 認定事務に関する標準的な作業時間及び手順に関する事項
 - (10) 相互連携その他認定事務の実施に必要な事項及びこれに付随する事項